

コロナ療養者の投票権の確保について（比較表）

法形式	対象とする感染症	郵便等投票の対象者					郵便等投票に係る手続		投票干渉罪・煽動罪	施行期日等	その他
		入院療養者	宿泊療養者 OK	自宅療養者 現行法？	濃厚接触者	帰国者	自粛等の期間と選挙当日との関係	代理記載			
現行	公職選挙法 (49条2項)	×	×	×	×	×		○	郵便等投票証明書の交付手続が必要 (立民・自民・国民の案においては不要)		
立民	OK 公選法改正案＝恒久的な措置	×	○	○	○	×	自粛等の期間に選挙当日が含まれる者	○	・「通知書」を添付し、選挙期日の4日前までに投票用紙等を請求	現行法をそのまま適用	・施行日は、公布の日から10日を経過した日 ・施行日以後に公示又は告示される選挙から適用
自民	特例法＝当分の間の措置	×	○	○	← 把握できず？ 公選法にOK X	○ (一時帰国中の在外選挙人名簿登録者も対象)	自粛等の期間が選挙期日の公示又は告示の日の翌日から選挙当日までの期間にかかることが見込まれる者	×	・「通知書」を添付し、選挙期日の4日前までに投票用紙等を請求 ※特別の事情があり、知事及び検疫所長から選管への情報提供で証明できるときは通知書不要	適用されるよう整理	・6月25日施行 ・同日以後に公示又は告示される選挙から適用 ・選挙人の感染拡大防止の努力
国民	特例法＝当分の間の措置	×	×	○	○	○	投票用紙等の請求時点で感染症法・検疫法の規定による外出自粛要請に応じている者	—	・「通知書」を添付し、投票用紙等を請求	適用されるよう整理	・施行日以後初めて公示される総選挙から適用
維新	公選法改正案＝恒久的な措置を考えていたが、自民案でよい										
共産	そもそも自宅療養者が3万5,000人もいるのが問題。全員入院は無理としても、少なくとも宿泊療養者にして期日前投票所等を設ければ、郵便等投票など必要なく、現行法で対応可能。 ①すでに現行制度で規定あり。 ②保健所への委託										
			他 現行法では 何より可	難しい？	厚労省 リスト化 せずして できない ・感染経路 不明						